

独立行政法人経済産業研究所業務方法書

制定 平成13年4月1日 平成13・04・01 独経研第3号

改正 平成27年4月1日 平成27・3・31 独経研第1号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 業務の方法（第4条―第7条）
- 第3章 業務委託の基準（第8条―第10条）
- 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第11条―第12条）
- 第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第13条―第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の業務方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 研究所は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図るという業務の公共的重要性にかんがみ、柔軟かつ弾力的な研究体制のもとに、その業務を効率的かつ効果的に運営するものとする。

（細則）

第3条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

2 研究所は、前項の細則を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第2章 業務の方法

(研究所法第12条第1号に掲げる業務に関する事項)

第4条 研究所は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を理論的かつ実証的に行う。

(研究所法第12条第2号に掲げる業務に関する事項)

第5条 研究所は、前条に掲げる業務に係る成果の普及及び提言を、刊行物、インターネット、シンポジウム、セミナー等を通じて幅広く行う。

(研究所法第12条第3号に掲げる業務に関する事項)

第6条 研究所は、内外の経済及び産業に関する経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を情報システムを活用して効率的かつ効果的に行う。

(附帯業務)

第7条 研究所は、第4条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

第3章 業務委託の基準

(業務の委託の要件)

第8条 研究所は、前章の業務の方法に定めた業務の一部を研究所以外の者に委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待される場合に限り当該業務を委託することができる。

(受託者の選定)

第9条 研究所は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、所要時間、経済性等を考慮し、最も適当と認められるものを受託者として選定するものとする。

(契約の方法)

第10条 研究所は、受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(基本方針)

第11条 研究所は、その業務の公共性にかんがみ、物品又は役務の調達契約を締結するに当たっては、公正性の確保及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、会計規程で定める。

(調達手続の適用)

第12条 研究所は、物品又は役務の調達に関して、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改定する議定書によって改正された協定その他の国際約束に整合的に取り扱うものとする。

第5章 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第13条 研究所は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人経済産業研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第14条 研究所は、法人の運営基本理念及び運営方針を中期計画において公表するものとする。

2 研究所は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理行動規準を、服務規程で定めるものとする。

(役員等による運営会議の設置及び役員の分掌に関する事項)

第15条 研究所は、役員等による運営会議の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員等による運営会議の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(中期計画の策定及び評価に関する事項)

第16条 研究所は、中期計画の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 中期計画の策定過程
- 二 中期計画の進捗状況の管理（モニタリング）
- 三 業務フローの作成
- 四 中期計画の進捗状況の評価
- 五 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務フローに沿った運営の確保

- ロ 業務フローに沿わない業務執行の把握
- ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 六 中期計画の策定、進捗状況の管理・評価の体制
- 七 第二号及び第四号を基にした業務実績報告書の作成
(内部統制に関する事項)

第17条 研究所は、内部統制に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- 二 内部統制を担当する役員の指定
- 三 内部統制担当部門及び内部統制責任者の指定
- 四 内部統制担当部門又は内部統制責任者から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 五 内部統制担当部門によるモニタリング
- 六 研修の実施
- 七 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 八 反社会的勢力への対応方針等
(リスクの評価と対応に関する事項)

第18条 研究所は、その業務の遂行を阻害する要因のリスクとしての識別、分析及び評価やリスク管理体制についての規程又はマニュアルを整備するものとする。同規程又はマニュアルには、以下の事項を定めなければならない。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 部門ごとの業務フローに内在するリスク因子の把握、リスク発生原因の分析
- 三 把握したリスクに関する評価
- 四 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（職員の通報手順含む）
(災害等の緊急時に関する事項)

第19条 研究所は、災害等の緊急時に関する規程を整備するものとする。同規則には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
- 二 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
- 三 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
(情報システムの整備と利用に関する事項)

第20条 研究所は、情報システムの整備及び利用について以下の事項に関する規程を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの開発及び変更管理
- 二 情報システムの利用

三 研究所が保有する業務上重要な情報資産の把握

四 研究所の情報資産へのアクセス管理

2 研究所は、理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組みを整備する。

3 研究所は、職員から役員に必要な情報が伝達される仕組みを整備する。

(情報セキュリティの確保に関する事項)

第21条 研究所は、情報セキュリティの確保に関する規程又はマニュアルを整備するものとする。同規程又はマニュアルには、以下の事項を定めなければならない。

一 リスクアセスメント（リスクの分析・評価に関する事項、リスク対応計画の策定・実施に関する事項、予防に関する事項等）

二 アクセス制御（利用者の識別・認証に関する事項、アクセス記録の実施、定期的な点検等）

(個人情報保護に関する事項)

第22条 研究所は、個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

二 個人情報保護に係る点検活動の実施

(監事監査に関する事項)

第23条 研究所は、監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与

ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

ニ 権限の明確化

ホ 監事と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

イ 監事監査規程に基づく監査への協力

ロ 補助者への協力

ハ 監査結果についての対処方針の回答

ニ 監査報告の経済産業大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

イ 監事の運営会議等重要な会議への出席

ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ 研究所の財産の状況を調査できる仕組み

ニ 監事と内部監査担当部門との連携

(役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務)

第24条 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務)

第25条 監事はその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、役職員もこれに応じなければならない。

(内部監査に関する事項)

第26条 研究所は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第27条 研究所は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、役員に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(契約監視委員会に関する事項)

第28条 研究所は、監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置に関する規程を整備するものとする。

(契約に関する事項)

第29条 研究所は、以下の契約に関する事項を、会計規程で定めるものとする。

- 一 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
 - 二 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- (贈賄、談合等の不正行為の場合の取引停止等の措置に関する事項)

第30条 研究所は、贈賄、談合等の不正行為の場合の取引停止等に関する事項について定めなければならない。

(予算の適正な配分及び経費支出に関する事項)

第31条 研究所は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

2 研究所は、経費支出が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第32条 研究所は、情報の適切な管理及び公開に関し、法人文書管理規程を整備し、法

人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネットでの公開に関し規定するものとする。

(職員の懲戒に関する事項)

第33条 研究所は、職員（非常勤職員等を含む）の懲戒に関する規程を、整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- 一 懲戒の区分
- 二 懲戒の事由

(役員の一部免除又は限定に関する事項)

第34条 研究所は、役員の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日 平成27・3・31独経研第1号)

(施行期日)

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。